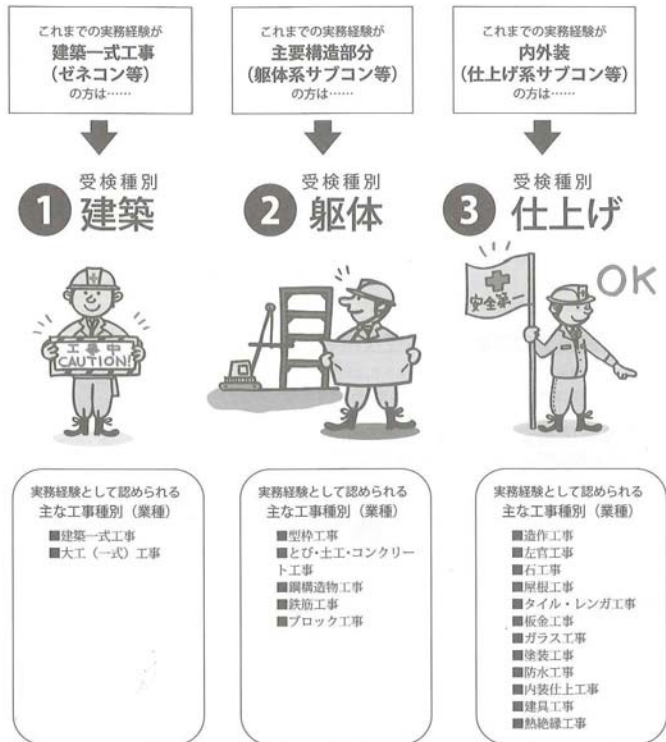


1-2 2級建築施工管理技士は3種類

2級建築施工管理技士になるためには、資格の性質上、実務経験が必要不可欠です。しかし、一口に実務といっても、受験する各人が経験してきた工事の種類はさまざま。そのため、多くの受験者の実状を考慮し、2級建築施工管理技士の資格は3つの種別に分かれています。

これまでの実務経験が建築一式工事だった人は、「建築」の種別で受験します。同様に、型枠工事や鋼構造物工事だった場合は「躯体」、左官工事や板金工事だった場合は「仕上げ」となります。それぞれの種別ごとに試験内容は異なり、また合格後も、種別ごとに可能な業務の範囲が異なります。



1-3 それぞれの種別ごとにできる仕事

2級建築施工管理技士を取得すると、主任技術者、および一般建設業の営業所の専任技術者になれるが、それぞれの種別ごとに、認められる業務の範囲が異なります。種別が異なる工事の主任技術者、および営業所の専任技術者になるためには、改めてその種別を受験しなおさなければなりません。

各種別ごとの2級建築施工管理技士になれる  
主任技術者および一般建設業の営業所の専任技術者の一覧

種別	1 種別が 建築の方	2 種別が 躯体の方	3 種別が 仕上げの方
建設工事の種類			
建築一式工事	○		
大工工事			○
左官工事			○
とび・土工・コンクリート工事		○	
石工事			○
屋根工事			○
タイル・レンガ・ブロック工事		○	○
鋼構造物工事		○	
鉄筋工事		○	
板金工事			○
ガラス工事			○
塗装工事			○
防水工事			○
内装仕上工事			○
熱絶縁工事			○
建具工事			○

※1級建築施工管理技士の有資格者は、上記のすべての工事において、主任技術者、監理技術者、一般建設業および特定建設業の営業所の専任技術者になることができます。

3-2 出題例【学科編】(平成20年度学科試験より抜粋)

問題

作業主任者を選任すべき作業として、「労働安全衛生法」上、定められていないものはどれか。

1. 軒高5mの木造建築物の構造部材の組立て作業
2. 建築物の骨組みの高さが5mの鉄骨の組立て作業
3. 外壁プレキャストコンクリート板の建込み作業
4. 高さが5mのコンクリート造の工作物の解体作業

解説 答え 3

近年、作業主任者を選任すべき作業が多く出題されている。集団で行う作業で危険を伴う作業に作業主任者を選任する必要がある。出題の考えられるものとして、次の8つについては暗記しておきたい。

表 作業主任者一覧表(建築関係)

名 称	選任すべき作業
① 型枠支保工の組立等作業主任者	型枠支保工の組立解体作業
② 石線作業主任者	石綿等の特定化学物質を取り扱う作業
③ 地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山掘削作業
④ 土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切ばりまたは腹起しの取付けまたは取外しの作業
⑤ 足場の組立等作業主任者	つり足場、張出し足場または高さ5m以上の構造の足場の組立解体作業
⑥ 建築物等の鉄骨の組立等作業主任者	建築物の骨組等で高さ5m以上の金属製の部材により構成されるものの組立解体作業
⑦ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体または破壊の作業
⑧ 木造の組立等作業主任者	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立または屋根下地の取付け作業

1. 軒高5mの木造建築物の構造部材の組立て作業は、上表⑧に該当し、作業主任者の選任が必要である。
2. 建築物の骨組みの高さが5mの鉄骨の組立て作業は、上表⑥に該当し、作業主任者の選任が必要である。
3. 外壁プレキャストコンクリート板の建込み作業は作業主任者の選任が不要である。
4. 高さが5mのコンクリート造の工作物の解体作業は、上表⑦に該当し、作業主任者の選任が必要である。

問題

建設業の許可に関する記述として、「建築業法」上、誤っているものはどれか。

1. 大工工事業で一般建設業の許可を受けた者は、元請から請負代金の額が4,500万円の大工工事を請け負うことができる。
2. 大工工事業で一般建設業の許可を受けた者は、発注者から直接請け負う1件の請負代金の額が500万円の大工工事を請け負うことができる。
3. 発注者から直接請け負う1件の建築一式工事につき、下請代金の額が3,000万円の下請契約をする場合には、特定建設業の許可を必要とする。
4. 建築工事業で一般建設業の許可を受けた者は、発注者から直接請け負う1件の請負代金の額が1,500万円の建築一式工事を請け負うことができる。

解説 答え 3

一般建設業でできる工事と特定建設業でなければならない工事の区別はできるようにしておきたい。次の2つの条件両方にあてはまる場合、特定建設業の許可が必要である。

- ① 発注者から直接建設工事を請けている元請であること。
- ② 下請金額の合計が建築工事で4,500万円、その他の工事で3,000万円以上であること。

1. ①にあてはまらないので、下請であればいかなる場合も一般建設業の許可を受けていけばよい。
2. 請負金額は、一般建設業と特定建設業の許可の区分には関係しない。請負金額500万円ということは、下請金額が3,000万円以上になるとは考えがたい。したがって、②にあてはまらないので、一般建設業の許可を受けていけばよい。
3. 建築工事業であれば、下請金額の合計が4,500万円以上であれば特定建設業の許可が必要であるが、3,000万円では②にあてはまらないので、一般建設業の許可を受けていけばよい。
4. 請負金額は、一般建設業と特定建設業の許可の区分には関係しない。請負金額1,500万円ということは、下請金額が4,500万円以上になるとは考えがたい。したがって、②にあてはまらないので、一般建設業の許可を受けていけばよい。